

## 繰越手続きの書類に関する取扱について

平成 24 年 10 月 17 日  
競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

### 1. 趣旨

研究者や研究機関が各府省に対して行う繰越手続きについては、制度によって必要となる書類に差があるなど、必要書類の簡素化及び標準化が図られておらず、研究者等に負荷がかかっていた。

研究を効果的に行い、研究費をより効率的に使用するためにも、繰越の要件に合致する場合には、積極的に翌年度への研究費の繰越制度を活用することが効果的であることから、繰越手続きについて、「平成 23 年度科学・技術重要施策アクション・プラン」（平成 22 年 7 月 8 日策定）において、『研究費のうち国からの補助金及び国からの委託費については、まずは、科学研究費助成事業の事例を参考に、繰越に必要な書類の簡素化を図ることとする。あわせて繰越に必要な書類の標準化についても各制度横断的に検討する』という方向性が示された。

これを受け、競争的資金制度における繰越手続きの書類について簡素化・標準化を図るものである。

### 2. 国からの補助金及び委託費に係る繰越手続きの書類等について

(1) 繰越手続きについては、「繰越（翌債）事務手続きについて」（平成 22 年 1 月 15 日 事務連絡第 22 号）により、各府省が財務省に対して、(イ) 繰越計算書又は翌債承認要求書（事項別内訳表を含む）、(ロ) 箇所別調書及び理由書、(ハ) 審査表を提出することとされている。

(2) これを踏まえ、科学研究費助成事業を除く全ての競争的資金制度において、研究者等に対して求める繰越手続きの書類は、「箇所別調書及び理由書（翌債承認に係るもの）」（以下、「箇所別調書」とする）に統一する。

※科学研究費助成事業は、当該事業が定めた様式を用いる。

※上記 (1) の (イ) 繰越計算書又は翌債承認要求書（事項別内訳表を含む）及び (ハ) 審査表は、研究者等から提出された箇所別調書等を参考に、制度担当者が作成する。

※制度担当者は、研究者等における箇所別調書の作成を円滑にするため、「記載例」及び「繰越事由一覧（記号等）」を事前に示す。

※制度担当者は、研究者等から提出された箇所別調書の項目名を一部変更

した上で、上記（１）の（ロ）箇所別調書及び理由書として、財務省に対して提出することができる。

<変更箇所>

- ・「機関名」→「箇所名」
- ・「交付・契約額」→「翌年度にわたる債務負担を必要とする額」

（３）各制度において繰越の審査を行うために、別途、研究者等に対して資料の提出を求めることを妨げない（「繰越審査必要書類」参照）。ただし、研究者等の負担を考慮し、必要以上の書類を求めないよう配慮する。

（４）繰越事由に関しては、科研費の繰越事由及び財務省の事由分類表を参考とし、「繰越事由一覧（記号等）」を定めたが、各制度における過去の繰越事例を踏まえ、適宜、変更することを妨げない。また、繰越妥当性の判断基準についても各制度によるものとする。

### 3. 独立行政法人等の繰越手続きについて

独立行政法人の運営費交付金による研究費については、中期計画期間内であれば、当該独立行政法人の承認による繰越が可能であることから、統一的な書類様式を定めないこととする。

なお、本年５月１１日に閣議決定された「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」では、現行の独立行政法人制度を廃止し、新たに行政法人制度を創設することとしており、この制度に係る運用事項について、検討が進められる予定である。このため、新たな行政法人の繰越手続きについては、この検討結果を踏まえ、対応する。

### 4. 各制度における箇所別調書の運用について

制度担当者は、公募要領又は事務処理要領等で、研究者等各府省に対して行う繰越手続きについては、箇所別調書を活用することを明記する。また、「記載例」及び「繰越事由一覧（記号等）」を公募要領又は事務処理要領等で示すことにより、研究者等が箇所別調書を作成しやすくなるよう配慮する。







⑦ウ 試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難（その他）

設計研究

・・・実験装置を用いた実験

〇〇〇機構は××大学が文部科学省から受託した「・・・研究開発」委託研究のうち、「・・・実験装置を用いた実験」に関する業務について再委託を受けている。

この再委託の業務のために、H23年8月～H24年3月までの間で使用予定であった・・・実験装置について、H23年6月に東日本大震災の影響により当該装置が設置されている施設を修復する必要があることが判明し、詳細な結果が出たH23年11月に当該施設はH25年度まで使用できないことが明らかとなった。（・・・試験に関する研究実施期間の停止4ヶ月（H23年8月～H23年11月））

そのため、同様の装置を有する代替施設使用の検討・調整を行い、（4ヶ月間（H23年12月～H24年3月））代替施設を用いた実験、まとめ・評価を行う必要が生じた。（11ヶ月間（H24年4月～H25年2月））

・・・照射試験

・・・解析コード開発（1月）

××大学は、再委託先の〇〇〇機構の研究結果を受領し、研究全体の評価・取り纏めを3月に行う予定であった。

上記「・・・実験装置を用いた実験（11月）」の理由のとおり試験施設が・・・から・・・に変わったことにより、××大学側において、研究全体の評価・取りまとめについて見直しの必要が生じ、また、新たに・・・解析コードの精度向上を図り設計の妥当性を確認する必要が生じることとなった。（13ヶ月間（H24年3月～H25年3月））

以上の理由により、年度内の業務完了が困難となったものである。

## 繰越審査必要書類

繰越の要否の判断にあたって、下記の事項を確認できる書類の提出を求めることがあります。提出書類の例はあくまで例示であり、これ以外の書類を求めることもあります。

確認事項	提出書類の例
繰越事由及び事由発生時期が妥当であることが確認できる書類	遅延証明書、気象証明書 業者からの変更申出書
「本年度分」の支出見込み額の内訳が確認できる書類	経費等内訳書
「翌年度分」の支出見込み額の内訳が確認できる書類	経費等内訳書
事業に関連した外注業務の完了日が確認できる書類	遅延証明書 業者からの変更申出書
事業の完了の見込み年月日が確認できる書類	遅延証明書 業者からの変更申出書